

令和3年度事業計画

I 基本方針

近年、少子化などによる人口減少が進む中で、核家族・単身・高齢者のみ世帯が増大している。このことにより家族機能の低下に加え、地域内でのコミュニケーション不足等による互助機能の低下がみられる。特に、コロナ禍での様々な活動の制約がされる中で、地域的・社会的つながりの希薄化や要援護者等の孤立など、地域社会の状況は複雑かつ多様に変容してきている。

また、東日本大震災・大津波から10年が経過し、被災された方々は自力再建や災害公営住宅への入居などにより住宅の確保が進み、新たな生活へ移行している。一方、国が定める第2期復興・創生期間を迎えた中、心身ともに健康で安心した生活を送れるよう、より地域住民に寄り添ったきめ細やかな支援が重要となっている。

こうした中、住民の生活課題の解決に向けて、保健・医療・介護など、福祉分野を越えた関係機関との連携を強め、「生活困窮者自立支援事業」の理解・利用促進や、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた生活支援体制整備事業の取り組みによる包括的な支援体制の整備が求められている。

このような状況を踏まえ令和3年度は、

- ・地域での「ふれあいいきいきサロン」の開催等による生活不活発病予防・閉じこもり等孤立の防止
 - ・住民相互の支え合いによる「地域コミュニティネットワーク」の構築や「生活支援体制整備事業」等の実施
 - ・通院支援や生活支援を進めるための「地域福祉事業（仮）」の実施
 - ・高齢者・障がい者等の「見守りや社会参加活動」の促進及び「権利擁護や成年後見制度」の利用周知
 - ・放課後児童の健全育成や遊び場づくりのための「放課後児童クラブ」の実施
 - ・「生活困窮者に対する相談支援」の実施
 - ・第2期地域福祉活動計画の策定
- などを行い、より一層住民の立場・視点に立った活動や支援などを進める。

そして、誰もが住みなれた地域の中で、健康で生きがいを持ち、笑顔で安心して生活できる地域社会づくりを進めるための事業推進に努める。

II 重点事項

1 事務局体制の強化

地域福祉活動の中核的組織として、地域住民、行政、福祉施設、各種団体等との緊密な連携を図るとともに、さまざまな地域の福祉課題に対応できるよう職員の資質向上に努める。

なお、本年度の事務局職員体制は、事務局長、正規職員3人（主査級1人、主事級2人[うち1人は生活支援コーディネーター]）、非正規職員8人（生活支援相談員1人、支援員1人、放課後児童支援員6人）とする。

また、住民サービスの向上を図るため、行政と連携を図り、野田村保健センターを拠点とした事業展開を図っていく。

2 地域や住民相互のネットワーク構築支援

東日本大震災による被災世帯等に対する支援事業として、「生活支援相談員」を配置し、民生委員や関係機関と連携しながら、訪問や相談、サロン活動や支え合いマップの取り組みによるコミュニティ構築支援を行いながら、一般施策への移行に努める。

3 在宅生活や地域課題解決の支援

在宅高齢者の保健衛生や福祉の向上のため、紙おむつ給付事業の継続実施や見守りが必要な高齢者に対し「福祉安心電話」を活用し、緊急通報等への対応を行う。

また、生活支援体制整備事業を継続実施するため、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域課題を解決するために、様々な資源を活用した「住民主体による通いの場の提供や生活支援サービス」などを実施する。

新規事業として「地域福祉事業（仮）」を実施するため、支援員を配置し、通院支援事業や有償ボランティアによる生活支援事業を行う。

4 児童福祉関連事業の推進

玉川児童館を指定管理者として受託するほか、放課後児童の健全な育成を推進するために、「放課後児童支援員（玉川2人、城内4人）」を配置し、放課後児童クラブ事業を実施する。

5 ボランティアセンター事業の推進

地域福祉の担い手であるボランティアの新規発掘と育成を進めるため、ボランティア希望者向けの研修会の開催や、活動の場の創造など環境整備を行いながら、意識啓発と活動の活発化に努めるほか、村外ボランティアの受入れ等のコーディネートを行う。

6 相談援助や地域活動支援等の推進

(1) 心配ごと相談所の開設

心配ごと相談員を委嘱し、住民の生活上のさまざまな困りごとなどへの相談に応じ、悩みの解決に向けた対応を進める。

(2) ふれあいいいききサロン事業の推進

地区公民館等でのサロン事業の開催により、地域コミュニティの形成やボランティア活動の促進を図る。

(3) 権利擁護や成年後見制度の推進

高齢や障がい等により、判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用が適切

に行われるよう、日常生活自立支援事業（あんしんねっと）や成年後見制度の利用を、久慈市社会福祉協議会（久慈地域成年後見センター）と連携しながら、事業の推進に努める。

(4) 生活困窮者自立支援事業の推進

生活保護に至らない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」の活用にもむけ、潜在的対象者（ひきこもりや何らかの理由で相談に来られない人など）を発見するため、民生委員・児童委員と協働し、岩手県が設置する「生活あんしん相談室（久慈市社会福祉協議会内）」と連携しながら、必要な情報交換や支援を行う。

(5) 第2期野田村地域福祉活動計画の策定及び推進

平成29年3月に策定した「野田村地域福祉活動計画（5カ年計画）」の見直しを行い、さらに5年間の計画を策定し、計画的な事業推進を図る。

Ⅲ 推進計画

1 地域福祉活動

(1) ボランティアセンター関連

- ① 村内ボランティア活動プログラムの開発や新規登録の推進
- ② ボランティア研修会の開催や参加等による意識の普及・啓発
- ③ 村外ボランティアのコーディネートや支援

(2) 生活支援事業の推進

- ① 見守り、相談、情報提供等のほか、被災に係る各種生活支援サービスや制度の利用援助
- ② 介護や日常的に見守りが必要な人を支えるため、近隣やボランティア等への協力依頼や調整
- ③ 新たなコミュニティづくりのため、地区公民館や集会所等での活動支援（サロン活動など）や地域支え合いマップなどの取り組み
- ④ 生活支援相談員の配置（1人）

(3) 野田村ボランティアまつりの開催

(4) 社会福祉協力校（野田小、野田中、久慈工）との連携

(5) ふれあいいきいきサロン事業等の推進

- ① 地区公民館等での健康相談、介護予防、趣味活動、軽スポーツ、語らいなど住民主体による活動の推進
- ② 地域支え合いマップ等を活用した、住民相互の支え合いシステムの構築

(6) 野田村地域支え合い活動助成の実施

（村内で、村民を対象とした生活支援、健康づくり、交流活動、地域活動等を行う団体及び法人への助成）

(7) 日常生活自立支援事業（あんしんねっと）の推進及び基幹社協との連携

(8) 成年後見制度の推進及び久慈地域成年後見センターとの連携

(9) 第2期地域福祉活動計画策定に向けた調査及び策定委員会の設置

2 地域支援活動

- (1) 在宅要介護者に対する福祉サービス事業の推進
(紙おむつ券の給付や車いすの無料貸出しなど)
- (2) 福祉安心電話を活用した緊急時の通報など見守り活動の推進
(青森県社協見守りセンターとの連携)
- (3) 生活支援コーディネーター（1人）と支援員（1人）の配置
- (4) 通院支援事業の実施
医療機関への通院時の移動が困難な高齢者等に対し、乗合自動車を週2～3回運行する。
- (5) 有償ボランティアによる生活援助事業の実施
窓ふきや掃除、洗濯、ごみ出し、草取りなど生活上の困りごとへ対応するため、登録制による生活援助を実施する。

3 障がい(児)者福祉活動

- (1) 障がい者交流会や結いっこフェスタ等への協力
- (2) 障がい者の社会参加や自立支援のための援助、情報提供

4 母子・父子・寡婦福祉活動

- (1) 母子・父子・寡婦世帯の支援等に関する調査
- (2) 母子父子寡婦福祉資金等に関する情報提供

5 児童福祉活動

- (1) 社会福祉協力校の指定及び援助（福祉関連授業への協力など）
- (2) 玉川児童館の指定管理者としての受託
- (3) 放課後児童健全育成事業（玉川、城内地区児童クラブ 計2ヵ所）の受託実施
- (4) 児童クラブ交流事業等の実施
- (5) 野田村スポーツ少年団活動応援助成の実施
(村内で活動を行うスポーツ少年団[児童・生徒による活動であれば文化活動を含む]への助成[5団体×15,000円])

6 民生福祉・要援護世帯福祉活動

- (1) 要援護世帯等に関する調査
- (2) 低所得者等に対する更生援助活動の推進（生活福祉資金やたすけあい資金等の活用及び相談援助）
- (3) 生活福祉資金相談員の配置（兼務）
- (4) 久慈市社会福祉協議会「生活あんしん相談室」との連携

7 相談活動

- (1) 心配ごと相談所の開設（心配ごと相談員の委嘱）
- (2) 生活支援相談員等による相談への対応
- (3) 特別相談の実施（他機関で行う出張相談等との連携により実施）

8 企画・調査、広報活動

- (1) 総合的な福祉サービス提供のための調査研究、企画立案と実施
- (2) 広報紙「福祉だよりのだ うえるびい」の発行（年2回）による情報発信
- (3) ホームページやブログによる定期的な情報発信

9 福祉関係団体支援活動

- (1) 岩手県共同募金会野田村共同募金委員会事務の受託、実施
- (2) 野田村民生児童委員協議会事務の受託、事業運営への協力
- (3) 野田村老人クラブ連合会事務の受託、事業運営への協力
- (4) 野田村身体障害者協議会事務の受託、事業運営への協力
- (5) 野田村母子寡婦福祉協会事務の受託、事業運営への協力

10 その他の福祉活動（連絡調整等）

- (1) 久慈地区広域社協連絡協議会との連携、広域的活動への参加
- (2) 福祉関係団体、ボランティア団体、関係機関等との連携、協力
- (3) 共同募金運動（赤い羽根、歳末たすけあい等）への協力
- (4) 各種福祉大会への参加

11 会務の運営

- (1) 理事会の開催 3～4回
- (2) 評議員会の開催 3～4回
- (3) 監事会（定期監査）の開催 4回